

平成23年6月10日

| | | |
|---------------|------|-----|
| 日本経済団体連合会会長 | 米倉弘昌 | } 殿 |
| 日本商工会議所会頭 | 岡村正 | |
| 全国中小企業団体中央会会長 | 鶴田欣也 | |

東日本大震災の被災地におけるボランティア活動に係るボランティア休暇制度の整備及び活用の促進等に関する要請書

厚生労働行政につきましては、平素より多大なるご理解を賜り深く感謝申し上げます。

さて、東日本大震災の被災地においては、発災後延べ約30万人を超えるボランティアの方々が、泥の除去、片付け、炊き出し等多様な活動を行い、被災地の生活支援に大きな役割を果たしています。今後、高温多湿の時期を迎えるに当たり、衛生面からも泥の除去がより一層急がれるとともに、避難所や仮設住宅における心のケアや、復興のためのまちづくりプランなど、ボランティア活動の範囲は拡大し、かつ多様化することが見込まれることから、企業で働く方々を含め様々な知識や技術を持つ国民各層のボランティア活動への参加が望まれております。

各企業におかれましては、これまでも、労働時間等見直しガイドラインに基づき、地域活動、ボランティア活動等への参加を希望する労働者に対して、その参加が可能となるよう、特別な休暇の付与等について御尽力いただいているところですが、今回の震災に伴い、改めて、企業独自の休暇としてボランティア休暇制度を新設すること、既にボランティア休暇のある企業においては改めて制度の周知・活用を促すことなど、ボランティア活動への参

加を希望する労働者への支援につき、特段の配慮をいただきますよう、お願いいたします。

また、各地のボランティアセンターの活動状況や、応募できるボランティアの範囲、要件等の留意事項については、現地の社会福祉協議会や全国社会福祉協議会、「助けあいジャパン」（内閣官房震災ボランティア連携室と民間との連携プロジェクト）等のホームページで情報提供されているので、ボランティア休暇制度の周知等とあわせて、これらについても情報提供いただきますようお願いいたします。

なお、被災地でのボランティア活動は、危険が伴うことや重労働となる場合があります。あらかじめ、十分な安全知識を得ることや万一の事故に備えボランティア活動保険などの民間保険に加入した上で活動を行われるよう、併せて周知をお願いいたします。

厚生労働省労働基準局長

金子 順 一